

別紙資料（関係外国手続概要）

独禁法違反事件の事前聴聞制度

1. 米国

(1) 司法省

米国では、司法省が独禁法違反で措置を採ろうとするときは、その措置を裁判所に請求し、民事又は刑事の裁判手続により、最終的には判決で措置を採ることになっている（シャーマン法4条）。被告は、裁判手続において完全な防禦権を与えられ、弁護士を代理人として主張・立証できる。被告は、訴追機関所持資料のすべてを、事業者の秘密と政府内部資料を除いて、閲覧・謄写（discovery）することができる（連邦民事手続規則5章26条：連邦刑事手続規則7章16条）。

(2) 連邦取引委員会（FTC）

連邦取引委員会は、独禁法違反の行為について措置を採ろうとするときは、まず被疑事項を記載した詰問状（a complaint stating charges）を送達し（FTC法5(b)条）、委員会からも独立した行政法判事である聴聞主宰官（行政法判事）（CFR3.42条）が準裁判手続（adjudicative procedure）により審理し、被聴聞者は弁護士を代理人として主張・立証できる（FTC法15(b)条）。聴聞手続において被聴聞者は、審査官所持資料のすべてを、事業者の秘密と官庁の内部資料を除いて、閲覧・謄写できる（CFR3.31条）。聴聞主宰官は、審決案（initial decision）を作成し、被聴聞者は審決案に対し委員会に異議を申立てることができ、最終的に委員会の審決により措置が命じられる（FTC法5(b)条）。審決案は、聴聞開始後原則として1年以内に出さなければならない（CFR3.51条（a））。

上記司法省と連邦取引委員会の裁判手続又は準司法的な事前聴聞手続は、「何人も法の適正な過程によらなければ、生命、自由又は財産を奪われることはない」（憲法5条）の「適法手続の保障」（due process of law）に基づいて規定されている。

2. 欧州連合

欧州委員会競争総局は、ローマ条約81条・82条の競争法違反行為について措置を採ろうとするときは、被疑事項を記載した詰問状（statement of objections）を被聴聞者に送り、完全な独立性のある聴聞主宰官を指名し（委員会規則773号14条1項）被聴聞者は十分な防禦権を与えられ、委員会の手持資料のすべてについて、事業者の秘密と委員会の内部資料とを除き、閲覧できる（access to the file）（理事会規則1号27条：委員会規則773号10条から16条まで）。事前聴聞の機会が与えられない処分には、防禦権の侵害（適法手続の保障違反）として無効

の判決が下されるおそれがある（1993年3月31日のAhlstroem v. Commission 事件欧州司法裁判所判決(C-89/85)）。 事前聴聞手続は、通常約1年で終わる。

緊急停止命令

1. 米国

裁判手続又は聴聞手続を排除措置の事前手続とした場合、措置を採るための手続に時間がかかるという問題があるが、それに対しては司法省及び連邦取引委員会の手続において、違反行為を緊急に差止める緊急停止命令制度（temporary restraining order； preliminary injunction）がそれぞれ設けられている（シャーマン法4条：クレイトン法15条：FTC法13条）。

2. 欧州連合

欧州連合では、欧州委員会は、緊急の必要がある場合には、事件の審査段階において、緊急停止命令（interim measures）を出すことができる（理事会規則8条）。

略式手続

1. 米国

司法省は、当事者間の措置についての合意を前提とした略式手続として裁判所の同意判決（consent judgment）により事件を終結することができる（Tunney Act）。 連邦取引委員会は、審査段階において同意命令協定（consent order agreement）を出すことができる（CFR2.31条・2.32条）。 多くの事件が略式手続により解決されているが、同意された措置は確定し執行力をもち、違反に対しては委員会の命令と同様の効力と効果をもつが（CFR2.32条(c)）事実と法令の適用は確定せず、判例的効力はない。

2. 欧州連合

欧州委員会は、審査段階において当事者間で同意協定（commitments）を行うことができる（理事会規則9条）。 同意協定違反に対しては罰則が適用される（理事会規則23条2項(c)）。

審査手続（弁護士の立会権・供述調書の写しの交付等）

1. 米国

連邦取引委員会の審査において、供述録取と資料提出命令により行われ、立入検査は認められていない（FTC法20条(c)；CFR2.7条）。（司法省の場合には、捜索・押収・逮捕が認められているが、独禁法違反事件審査では殆ど実施されず、事前の任意審査の後大陪審による資料持参出頭命令（subpoena）による審査が行われる）。 審査対象者は、供述録取の際に弁護士の同伴が認められ

(FTC 法 20 条(c)(14)(D) ; CFR2.9(b)条) 供述調書の写しの提供が受けられ (FTC 法 20(c)条(14)(G)) 提出資料についてはコピーの提出が認められ (FTC 法 20 条(c)(1)) 審査対象者は審査時点において審査官に提供したすべての資料を入手することができ、聴聞が開始されれば他の審査対象者から提供を受けた審査官のすべての手持資料について、事業者の秘密と役所の内部資料を除いて、閲覧謄写することができる (CRF3.31 条)。 違反事件関係資料は、提供者の同意なしに第三者には提供できない (FTC 法 21 条(c))。

2 . 欧州連合

欧州委員会競争総局の審査においては、審査官の立入検査が認められているが (理事会規則 1 号 2 0 条・ 2 1 条) 供述調書の写しの提供 (委員会規則 7 7 3 号 3 条 3 項・ 4 条 2 項) が認められ、提出対象物は情報 (information) であって (理事会規則 1 号 1 8 条) 文書コピーの提出が可能であり、審査対象者は、審査時点において提供した情報を所持できる。 事前聴聞開始後は、被聴聞者は競争総局の事件に関するすべての手持資料について、事業者の秘密と役所の内部資料を除いて、閲覧謄写できる (理事会規則 1 号 27 条 2 項 ; 委員会規則 7 7 3 号 1 5 条)。

制裁金の裁量基準

1 . 米国

米国では独禁法違反の刑罰は、刑罰量刑委員会 (U.S. Sentencing Commission) の 1991 年の量刑ガイドライン (Sentencing Guidelines) によって行われている。 リニエンシーについては、司法省反トラスト局の 1978 年の法人リニエンシー政策で実施され始めたが、現在は 1993 年の法人リニエンシー・プログラムと 1994 年の個人リニエンシー・プログラムにより実施されている。

2 . 欧州連合

欧州連合では、制裁金の量刑について、1998 年に欧州委員会が制裁金算定方法ガイドライン通達で基準を設定し、行政制裁の目的にしたがって公平かつ一貫して実施するとしている。 リニエンシーについては、1996 年の欧州委員会のカルテルに対する制裁金減免通達により実施されている。